

フィリピン経済史研究—糖業資本と地主制—

加 納 善 子

本研究は、アメリカ植民地期におけるフィリピン糖業の展開過程を、製糖業資本の勃興と地主制の発展を主題として論じたものである。その中心的視座は、現代フィリピン糖業が抱える諸問題の歴史的根源とその構造的特質の解明に置かれている。したがって、本研究では、フィリピン糖業の歴史的展開がクロノロジカルに論じられているわけではない。むしろ、今日のフィリピン糖業の構造的特質を理論的に把握するために必要不可欠と見なすべき諸々の経済制度・要因を歴史的に遡って分析し、一定の時間的経過に伴って生起するその変容形態に着目しながら、それらが織り成す重層的・複合的構造を再構成した、一つの作業報告である。

したがって本論文では、フィリピン糖業がアメリカ精製糖業に従属する形で再編成された1910年代から20年代を1930年代大不況期の前史として位置づけ、第I部で製糖業資本の勃興を、第II部で地主制の展開過程を扱い、最後に第III部では大不況期の生産構造を分析する。まず第I部第1章では、アメリカ植民地期のフィリピン経済における糖業の位置が確定される。第2章では、大手アメリカ系糖業資本に対する旧カトリック修道会所有地の売却問題を事例として、アメリカ系資本の対フィリピン進出過程を追跡する。第3章では、甘蔗作地主グループが設立した製糖工場に対するフィリピン国立銀行の役割を論じ、民間資本生成過程の特徴を浮彫りにすることを試みる。次に第II部第4章では、19世紀後半の甘蔗作農業の展開を踏まえながら、1910年代末までの中部ルソン地方パンパンガ州とネグロス島西ネグロス州における地主制の成立過程が論じられる。第5章では、中部・南部ルソン地方とネグロス島の事例に基づいて、製糖工場設立以後の工場と農場との関係、甘蔗作地帯の土地所有規模と農業経営形態が考察される。さらに第III部第6章は本論文の核心部分に相当し、フィリピン国内における割当制度施行方式を踏まえて、製糖業の寡占的構造と、甘蔗作地帯における土地集中並びに農業経営形態の地域的差異が明らかにされる。最後に第7章では、1930年代後半の工場労働者、農場

労働者の雇用・賃金形態と生活水準や小作農の所得と生活水準が比較考察される。

このような手続きを踏んで、明らかにされた点をまとめると以下のとおりである。

両大戦間期にフィリピン糖業は、輸出市場と生産構造の二つの側面において、劇的な変化を遂げた。アメリカが米西戦争の結果スペインから領有権を獲得した1898年以前に、フィリピンではムスコバド (muscovado) 糖と呼ばれる含蜜糖が生産され、主としてアジア市場 (中国、香港、日本) へ輸出されていた。ところが、1910年代初頭に確立された米比間の互恵的自由貿易体制によって、アメリカへの特恵的フィリピン砂糖輸出の道が開かれると、アメリカ人企業家が製糖業の近代化に先鞭をつけ、さらに1920年代には、フィリピン人やフィリピン国内に経済基盤をもつスペイン人がこれに続いた。この時期のフィリピン糖業における最も顕著な技術革新は、セントラル (central) と呼ばれる製糖工場の設立であった。セントラルは、真空結晶缶 (vacuum pan) や遠心分離機 (centrifugal machine) などの最新の製糖設備を備えた、機械制大工場であった。これに対して甘蔗作農業の機械化は、農村における大量の過剰労働力の存在を背景として、遅々として進展しなかった。

かくして1920年代のフィリピン糖業の生産構造は、新たに設立されたセントラル＝製糖工場と、19世紀後半に糖業がフィリピンの主要な輸出セクターとなって以来、甘蔗作農業の中心に位置してきたアシエンダ (hacienda、大土地所有＝農園) とによって構成されることになった。フィリピンでは地主による土地の集中が、スペイン植民地末期に形成された伝統的な甘蔗作地帯においてすでに進行していた。アメリカによるフィリピン領有後、アメリカ人企業家がプランテーション産業に参入し、大規模な土地を所有する場合もあった。しかしながら、甘蔗作地帯における大地主のほとんどは、フィリピン人 (スペイン系もしくは華人系メスティーゾ) であった。一般に、アメリカ人は、一部の例外を除くと甘蔗作地の土地所有には関心を示さなかった。その第一の理由は、1903年の公有地法 (Public Land Act) によって、公有地の払下げ面積が個人の場合は16ヘクタール、法人の場合は1024ヘクタールに制限され、アメリカ人による大型プランテーション開発の道が法的に規制されていたためである。さらに、多くのフィリピン人がすでに19世紀後半より、中部ルソン地方やネグロス島などの主要な甘蔗作地帯を開拓していたことも、もうひとつの理由に挙げられる。

したがって、アメリカ植民地期に新設された製糖工場は、原料の甘蔗を確保するために、従来自己のアシエンダ内もしくは近隣地域の小規模製糖所でムスコバド糖を生産し

ていたプランターと新たに製糖契約を結ぶ必要が生じた。当初、いくつかの製糖工場は、トン当り価格を決定して、プランターから甘蔗を買付ける方式の導入を試みたものの、成功しなかった。この方式では、プランターは生産された砂糖の販売権を奪われ、ムスコバド糖生産期より享受してきた糖価変動による商業利潤を、一切手にすることができなくなるからである。そこで導入されたのが、すでにキューバなどでみられた分糖法と呼ばれる方式であった。分糖法とは、製糖工場が甘蔗を加工し砂糖を生産した後に、砂糖を一定の比率の下で工場とプランターとで分配するというものである。この結果、工場は製糖加工費として、他方プランターは甘蔗栽培費として砂糖を取得するのである。分糖法は、1910年代初頭から製糖工場によって次々に採用され、1920年代までにはほとんどすべての工場の原料調達形態として定着した。

1930年代の大不況期になると、製糖業における資本の集積・集中が進行し、製糖工場の所有権の移転が激増した。比較的小規模の製糖工場の多くが、近隣地域の大手資本の工場との競争とによって、大きな打撃を受けた。1930年代末までに、小規模な工場のいくつかはすでに操業を停止したり、他工場に吸収・合併され、またその多くが第二次世界大戦後に完全に姿を消してしまった。とくに、1934年に割当制度が導入され、さらに1935年にフィリピン・コモンウェルス（独立準備政府）が発足し、10年後の独立が約束されると、製糖工場の所有権の国内資本への移転が一般的趨勢となった。かくして、割当制度の導入は、アメリカ人企業家の投資意欲を低下させる一方、国内の資本家やプランターによる糖業の寡占的支配をより一層促進する役割を果たしたのである。

他方、大不況期には、分糖法をめぐって製糖工場とプランターとの間で鋭い利害対立が展開された。糖価下落の影響を受けて、弱小のプランターは1930年代初頭から製糖工場や銀行に対し債務を累積させていた。こうした状況の下で、政府は国家砂糖委員会を設立し、同委員会で、製糖工場とプランターの分糖率を後者に有利に変更し、さらに両者の収益率を平準化するための準備が始められた。にもかかわらず、委員会によって提案された新分糖率は1940年代初頭に実施されず、その法制化は第二次世界大戦後に持ち越されることになった。

いうまでもなく、分糖率改正問題は、不況期において低下の一途をたどった収益の分配をめぐる、製糖工場とプランターとの対立・抗争であった。これが、大不況期においてフィリピン糖業が抱えたジレンマの一側面であるとするならば、もうひとつの側面は、高率地代や低賃金の下で搾取されてきた小作農や農業労働者の貧困の深刻化であった。

1930年代末になると、中部ルソン地方パンバンガ州や西ビサヤ地方イロイロ州で農民や労働者がデモや集会を行ない、賃金率の引き上げや正当な報酬を要求した。とくにパンバンガ州では、甘蔗作地帯の農民や労働者によるストライキが激化し、後に中部ルソン諸州一帯で展開された大規模な大衆蜂起へと発展していったのである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 フィリピン経済史研究 —糖業資本と地主制—

論文審査担当者 佐々木 潤之介
古賀 正 則
油 井 大 三 郎

1 はじめに

加納（旧姓永野）善子氏提出の博士論文「フィリピン経済史研究—糖業資本と地主制—」は、1980年秋から85年にかけて紀要、学界誌などに著者が発表してきた八編の論文に大幅な加筆、訂正を加え、改稿したものを一冊の著書として1986年8月勁草書房から出版されたものである。

本書では、アメリカ植民地期におけるフィリピン糖業の展開過程が、製糖資本の勃興と地主制の発展を基軸として分析されている。

本論文の構成は次の通りである。

まえがき

序 論

第I部 製糖業資本の勃興

第1章 輸出経済の構造

- 1 貿易構造
- 2 投資状況
- 3 農業生産

4 産業別就業人口

小結

第2章 アメリカ系資本の進出

- 1 修道会領地の買収
- 2 住民への宅地・耕地払下げ
- 3 アメリカ系資本への荒蕪地の賃貸と売却
- 4 アメリカ系資本による糖業経営の試み

第3章 フィリピン系資本の生成

- 1 フィリピン国立銀行設立の背景
- 2 対糖業融資の諸問題
- 3 製糖会社の銀行管理

第II部 地主制と甘蔗アシェンダの発展

第4章 地主層の抬頭

- 1 バンバングとネグロス—甘蔗作地帯の二類型—
- 2 稲作農業との関連
- 3 土地所有の地域的特質
- 4 甘蔗作経営の形態的差異と地主層の性格

補論 賃労働雇用経営成立の一条件

第5章 分糖法下の土地所有と農業経営

- 1 1920年代の甘蔗作地帯分布と分糖法の特質
- 2 中部・南部ルソンの土地所有
- 3 西ネグロス州の土地所有
- 4 中部・南部ルソンの大経営と小作経営
- 5 西ネグロス州の地主直営
- 6 農村労働者の存在形態
- 7 生産性の地域的格差

第III部 大不況期フィリピン糖業の展開

第6章 割当制度下の生産形態

- 1 割当制度施行の背景
- 2 生産割当の実施

3 製糖業資本の動態

4 アシエンダの所有と経営

結び —「砂糖ブロック」の形成—

第7章 糖業労働力の特質

1 製糖地区別労働者分布

2 ルソン島の世帯別サンプル調査

3 ルーンズ報告における農業労働者

結び —「社会正義計画」と労農運動—

要約と結論

著者は第I部において、両大戦間期を中心とするフィリピンの貿易構造、米系糖業資本の進出状況、フィリピン系糖業資本の成長過程、の三側面を、フィリピン側のセンサス、米国側の議会史料、糖業関係の企業史料などの一次史料を駆使して、実証的に分析している。その上で、著者は、フィリピンが、両大戦間期を通じて、貿易面では、米国の精製糖業資本に対する原料供給地として固定される反面、直接投資面では、むしろ、米系糖業資本のフィリピン進出が後退し、代ってフィリピン系糖業資本の擡頭が見られたという興味深い事実を析出している。

この分析過程を詳述すると、まず、第1章で、フィリピンの輸出経済構造が分析されている。つまり、19世紀末以来、フィリピンはイギリスを中心とした世界経済に組み込まれ、マニラ麻・砂糖・タバコなどの輸向農産物生産に特化する傾向が発生したことを概説した上で、米国の植民地に併合されてからは、米本国との無関税貿易や、「互恵的自由貿易」の下で、米本国に対する従属的経済構造が一層深化したことが指摘されている。とりわけ、1920年代後半以降において、米本国の精製糖業への原料糖供給地化が進行する一方、工業製品のみならず、米を除く食糧品まで米本国に依存する構造が定着していった。その結果、工業の成長は抑制され、農村に滞留した大量の潜在的失業者の存在が農業における技術革新を遅らせ、生産力の停滞をもたらしたという。

次いで、第2章においては、1910—11年に発生した、ミンドロ島のカトリック修道会領地であったサンホセ農園の米系糖業資本への払い下げ問題という具体的な事例を手がかりとして、フィリピン糖業に対する米系資本の進出状況が分析されている。そして、ここでの著者の結論は、米系資本のフィリピン進出は、1910年代には活発化しながらも、経営の悪化、フィリピンの将来的独立の可能性などの要因から、結局、1920年代末には、

撤退を余儀なくされたと主張している。

さらに、第3章では、米国の植民地支配下にありながら、1916年に設立されたフィリピン国立銀行が、粗糖の第一次精製に従事するフィリピン系糖業資本の育成のために積極的に融資していった過程が分析されている。その際、糖業資本といっても、その出資者、経営者は、各粗糖生産地の地主や農園主から成り立っており、地主制と癒着したフィリピン系糖業資本の性格が浮き彫りにされている。

つまり、この地主制と糖業資本の癒着構造の故に、両大戦間期における米系糖業資本の後退、フィリピン系糖業資本の成長が見られたにもかかわらず、全体としてフィリピン糖業が対米従属状態から脱却できなかったことが説明されているのである。

第Ⅱ部「第4章 地主層の擡頭」において、著者は、フィリピン甘蔗生産の歴史のなかで、19世紀後半以降、農業部門においては、基本的な構造変化が見られなかったとし、その観点から、フィリピンにおける二つの代表的甘蔗作地帯—中部・南部ルソン地方、とくに中部ルソンのパンパンガ州とビサヤ地方ネグロス島、とくにネグロス島西ネグロス州—について、19世紀後半から20世紀初頭にかけての比較考察をおこなう。この二つの地域が比較される理由は、パンパンガ州においては地主小作関係を、西ネグロス州においては賃労働雇用関係を、それぞれ基本的生産関係とする生産構造が、19世紀末までには確立していたということにある。

まず、19世紀後半の砂糖生産の概要が示され、ついでパンパンガ州の刈り分け小作制についての図式的提示と、ネグロス島において1860—70年代に進行した、刈り分け小作制から賃労働制への移行が素描されている。

そして、ネグロス島では、1855年のイロイロの開港を契機に農業社会が編成されはじめ、1880年代には米・トウモロコシなどの食糧生産から甘蔗作優位型の農業社会が成立したが、もともとフィリピンの主要な稲作地帯だったパンパンガ州では、1834年のマニラ開港以前から商品経済が浸透し、その後、砂糖生産が稲作とともに展開して、その生産構造が1870年代には確立していたことを述べ、ネグロス島では稲作農業が甘蔗作農業の展開に阻止要因として働くことが無く、それ故に、製糖設備の大型化を基盤にした生産規模の拡大と生産力の発展が可能であったと指摘している。

ついで、この両州の土地所有関係を概観し、西ネグロス州のほうが、大規模農場の比重が大きく、かつ地主・自作農経営の農場の比重が高かったことを明らかにしている。しかし、パンパンガ州においても地主の土地所有が小さかったわけではなく、地主的所

有には、西ネグロス州における「分散的所有」とパンバング州の「アシエンダ的所有」との、所有形態上の違いがあることに注目しなくてはならないのだという。そして、この「分散的所有」の広範な存在こそが、パンバング州における農業の賃労働制成立の阻止要因ではなかったかと述べている。

次に、著者はアメリカ統治下における近代的土地法の浸透過程を追究し、とくに西ネグロス州においては、土地の私的所有の法認が急速に進んだことを明らかにする。そして、この両州の20世紀初年の経済構造について、西ネグロスのほうが甘蔗作地の比率が大きく、100ヘクタール以上の大規模農場が増加し、賃労働制が維持され、早い時期に近代的製糖工場が設立されて、分蜜糖生産へ移行したことを述べ、これが西ネグロス州での土地所有権の確立がいち早く進展した背景をなしていると述べている。

この章のまとめとして、著者は、ネグロス島が19世紀前半までほとんど未開拓であったことが、旧来の生産構造に左右されることなく、世界市場に連絡された「経済的飛び地」としての甘蔗作地帯の展開を可能にしたことに、植民地フィリピンの経済構造の特徴を見ている。

ネグロス島での甘蔗作経営における労働力供給源を、パナイ島イロイロ州の在来織物業の衰退との関連で見た補論では、州外移動が顕著になった住民たちが、とくに労働不足に直面していたネグロス島の農園経営へ流れこみ、ネグロス島の人口は、1890年には46万人をこえるまでに急増したことを明らかにしている。

「第5章 分糖法下の土地所有と農業経営」においては、著者はまず、フィリピン製糖工場の多くが、自らは大規模なプランテーションを所有・経営せず、原料の甘蔗を周辺の大小多数の甘蔗栽培者（プランター）から、「分糖法」によって原料を手に入れたとのべ、その甘蔗生産について、20世紀前半における主要地域での作付面積の変動を検討し、甘蔗作地帯の拡大は、地主・農民たちによる、自己保有の小規模工場閉鎖と、大規模工場むけ甘蔗生産者化によっておこなわれ、そのことが、分糖法導入の契機となったと指摘している。そして、製糖工場と販売者（プランター）との関係には「協同経営者」的色彩が認められるとし、その契約期間および分糖率における、ネグロスとルソンとの違いを検討する。

さらに、中・南部ルソンおよび西ネグロス州のそれぞれの製糖会社に則して、甘蔗生産を検討し、中・南部ルソン地方での階層分化の進行と大規模農園の存在とを確かめている。ついで、その中・南部ルソンの甘蔗生産構造を分析し、一方には、いわゆるブラ

ンテーション形式の経営方式が確立するとともに、他方では、変則的刈り分け小作制が成立しいったことを明らかにしている。また、西ネグロス州については、製糖工場からの積極的な生産融資や肥料貸与をともなって甘蔗生産が展開したことを指摘し、さらに、農園の経営収支を分析して、大量の低賃金労働力の存在が大型農業機械の導入を阻止したのではないかと推論している。つづいて、著者は、ルソン島・ネグロス島の農村労働者の雇用形態と賃金水準を検討している。

この章の最後で、著者は20工場の分析を通じて、中・南部ルソン島とネグロス島における農場の生産力的格差について論じている。一ヘクタールあたりの平均生産量からいえば、ネグロス島のほうがルソン島の1.6倍ほど多い。このことを、著者は、品種改良、機械化、新植・株出し比率などについて検討し、ネグロス島の甘蔗生産が、ジャワから導入された改良品種などの新品種の導入、硫酸など肥料投入の面ですぐれていたことが、この格差をうみだしたと結論づけている。ついで、1930年代初頭のアメリカ関税委員会の地域別調査報告に拠って、甘蔗生産費の比較検討をおこない、ネグロス島の甘蔗生産は、ルソン島にくらべて低額の圃場整備費、高額な監督費、肥料費、単位面積あたりの高い収量などの違いはあるが、生産コストの上では、ルソン島と同じ水準になっていたと結論している。

第三部の主題は、1930年代末までに形成されたフィリピン糖業の構造的特質、すなわち、その対米輸出依存と輸出量の固定化、国内資本家層による製糖業の寡占的支配、地主層の土地集中と小作農や土地無し労働者層の出稼ぎ労働によって支えられた甘蔗栽培の実態を明らかにすることにある。著者は、こうしたフィリピン糖業の構造的特質が、46年のフィリピン独立以後においても維持され、フィリピン経済の対米従属的性格を規定し、自立的経済発展を阻害する重要な要因であったとみているのである。

第三部は第6章と第7章とにわけられている。第6章では、まず、世界恐慌を契機として、1934年にアメリカ政府が導入した砂糖生産・輸入割当制度が、どのような背景のもとで実施されるに至ったのか、またそれがフィリピンの砂糖輸出にいかなる影響をもたらしたのかという点に触れた後、アメリカ側の輸入割当制度に対応したフィリピン側の砂糖生産割当制の実施機構や実施方法が詳細、かつ具体的に解明されている。さらに、生産割当制との関連で、30年代末の製糖工場の経営状況や、その国籍別資本系列化の動きを明らかにし、フィリピン製糖業の寡占的支配は、割当制度という閉鎖的・排他的体制の下でより一層促進されることになったと指摘している。

ついで、著者は甘蔗栽培の側面を取り上げ、甘蔗農業の地域的特質に触れた後、^{フィリピン}大規模農園の二つの類型を代表するものとして、ルソン島の四農園とネグロス島マナプラ地区の六農園を取り上げ、それぞれの経営形態の特徴を対比させながら詳細に描いている。地主・小作関係を基軸とするルソン島型の農園経営と、農業労働者を雇用し、農園所有者が直接経営するネグロス島型の農園経営の併存の指摘は、今後における研究の展開に重要な示唆を与えるものであろう。本章の結びで、著者は多くの場合糖業資本家が大農園所有者を兼ねており、彼らがセントラル派と呼ばれたフィリピン砂糖協会の結成し、フィリピンの政・財界を左右したこと、他方ネグロス島やイロイロ州出身の有力農園主を中心に、プランター派と呼ばれる甘蔗栽培者の組合連合が結成され、民族主義的色彩のより強い業界団体として、20年代末から30年代にかけて、前者との対立・抗争を繰り返したとの指摘は、先に触れた^{フィリピン}大規模農園の二類型との関連で、きわめて興味深い。著者によれば、独立後、1953年の大統領選挙を機に両者の対立は解消し、砂糖権益を代表するものとして、一括して「砂糖ブロック」と呼ばれるに至るが、そうした過程のより具体的な説明は、著者の今後の研究にまたなければならぬ。

第7章では、主として国家砂糖委員会の調査報告書とI・T・ルーンズの甘蔗農場調査報告書に拠りながら、1930年代後半の糖業労働者に関するきわめて詳細なデータが提示されている。まず、製糖地区別に糖業就業者数、糖業依存人口、雇用状態が検討され、製糖工場の操業の季節性と、食糧作物部門から供給される季節的労働力への依存から、臨時雇用労働者の比率が高いことが指摘されている。ついで、ルソン島の製糖工場労働者、精製糖工場労働者、農場労働者の雇用形態、賃金、家計、および甘蔗作小作農の家計、負債状況などが詳細に分析されている。また、ルーンズの調査に基づき、甘蔗農場労働者が賃金だけでは生計を維持することができず、農閑期には農園居住労働者が小作農として稲作に従事し、妻や子供も動員されて、雑貨店経営やマット、帽子織りなど、さまざまな副業に従事しているという実態が、農場労働者像として描かれている。

本章の末尾に付された〔結び —「社会正義計画」と労農運動—〕は、第三部、大不況期フィリピン糖業の展開において明らかにされた、フィリピン糖業の構造的特質が、30年代以降の労働者・農民の運動の高揚とどのようにかかわるのかという、著者の問題関心、今後の研究の展望を示唆したものといえよう。

本論文の意義と問題点

〔意義〕

本論文は、わが国におけるフィリピン糖業に関する本格的な経済史的実証研究の嚆矢をなすものであり、フィリピン経済史研究に多くの面で新たな知見を加えた。また、単にフィリピン研究の分野のみではなく、ひろく19世紀半ば以降の、世界資本主義の展開、構造史の研究に、周辺の側から詳細な分析を通じて大きく貢献したということもできよう。

フィリピン経済における糖業の重要性を考慮するならば、本研究は単に糖業史の研究にとどまらず、今後におけるフィリピン経済史研究の重要な一礎石となるものである。

また、本研究はフィリピンにおける二大糖業中心地、中部ルソン地方とネグロス島における糖業の生産構造の差異を明らかにし、そこからフィリピンの政治過程にまでおよぶ興味ある分析視角を提起している点に、大きな特色と独自性があるといえよう。

〔問題点〕

以上のような評価にもかかわらず、本研究に弱点がないわけではない。例えば第一部における著者の論証は、米・フィリピン間の経済関係、とりわけ糖業関係史の文脈においては、極めて説得的ではあるが、米系糖業資本の米本国やキューバ、ハワイなどでの生産・流通・投資活動を含めた、世界市場的連関の中での分析が必ずしも充分とはいえず、そのため、米系資本のフィリピンからの後退要因の分析が、やや表面的なものにとどまったとの印象を拭いえない。

また、主な史料が既刊の統計書、調査報告書に限られており、地域史、経営史に関する文献でなお補う余地があるように思われる。

方法上の問題としても、例えばバンバンガ州と西ネグロス州における地主制の概念規定が必ずしも明確ではなく、このことが、大規模農園経営と地主経営との差異、あるいは関連など、糖業の構造分析にやや曖昧さを残す事にもなった。

また、著者の研究が単なる糖業史研究にとどまらず、地主制や出稼ぎ労働者の生活実態にまで視野をひろげているだけに、いわば狭い意味での経済史研究に限定することなく、社会経済史研究として、本研究が展開、発展されるならば、より立体的、構造的な分析が期待されるであろう。

これらの問題点は、すでに著者も熟知していることは口述試験によって明らかであり、著者の研究の今後の進展によって、克服されるであろう。

結論

審査員一同は、上記のような評価と口述試験に基づき、加納善子氏に対し、一橋大学社会学博士の学位を授与するのが適当であると判断する。

昭和63年5月18日